

「移出数量」を「各年度のうちに前年度課税移出数量」に、「ときは、同項」を「年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項」に、「当該年度」を「当該特定年度」に、「年度の」と、「」を「各年度のうちにその年度の」と、「に、「」とあるのは「千キロリットルを超える千三百キロリットル以下」を「で」とあるのは「千キロリットルを超える千三百キロリットル以下である年度（以下の項において「特定年度」という。）が」「」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項第五号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ　車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数

値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十一条の二中「契約書」の下に「（次項において「消費貸借契約書」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第三条に規定する学生等であつて政令で定めるものに対して無利息で行われる学資としての資金の貸付け（政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書（財務省令で定める表示があるものに限り、前項の規定の適用があるものを除く。）のうち、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に作成されるものには、印紙税を課さない。

3 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(納税貯蓄組合法の一部改正)

第十一條 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつ旋」を「あつせん」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「農業協同組合」の下に「農業協同組合連合会」を加える。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十二条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、「から第四条の三まで」を「及び第四条の二第一項」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「以下この項」を「第五項第一号イ」に改め、「（当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第五項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第三項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第五項」を「第五項第三号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十

七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）

その取得価額から普通償却額を控除した金額

口 機械及び装置（イに掲げるものを除く。） その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同

号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設したものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産 その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ 前号イに掲げる減価償却資産 百分の十五

ロ 前号ロに掲げる減価償却資産 百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作したものについては、百分の十）

ハ 前号ハに掲げる減価償却資産 百分の八

二 前号二に掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設したものについては、百分の六）

ホ 前号ホに掲げる減価償却資産 百分の八

三 繰越税額控除限度超過額 前項の個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条の二第八項中「同項」を「同項」に改め、同条第九項中「同項に規定する」を削り、「同項」を「同項」に改める。

第十条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「行う事業所」の下に「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を、「者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた個人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務

する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあつては、百分の七）」を加え、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第十条の四第一項中「第十条の二第五項」を「第十条の二第五項(第三号)」に改める。

第十条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「額（以下この項）を「額（第一号）」に、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げるもの以外の開発研究用資産 その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設したものについては、百分の三十

四) に相当する金額

第十条の五第三項中「は、租税特別措置法第十条第六項第五号」を「(租税特別措置法第十条第六項第五号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。)は、同号」に改める。

第十一条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に、「船舶、航空機」を「船舶」に、「より滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした」を「起因して事業又は居住の用に供することことができなくなつた」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第十一条の五第二項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十三年三月三十日」に改め、「土地開発公社」の下に「が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいづれかの者」を加える。

第十一條の六第一項中「（次項）」を「（同項）」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項（第一号）」に改める。

第十二条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成二十三年三月三十日」に改め、「同表の」の下に「第一号の下欄の口又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「次号」を「以下この表」に、「同号」を「次号」に改め、同号の下欄を次のように改める。

次に掲げる資産

- イ 東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号、次項及び次条第一項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
ロ 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

第十二条第八項中「第一項」を「個人が第一項」に、「受けた」を「受けた場合には、」に改め、「（同法第十三条の規定を除く。）」を削る。

第十三条第二項中「住宅の増改築等（以下この条及び次条第五項）を「住宅の増改築等（以下この項）に、「により同法第四十一条の三の二第一項」を「により同条第一項」に、「居住者」を「個人（居住者に限る。）」に、「断熱改修住宅借入金等（以下この条及び次条第五項）を「断熱改修住宅借入金等（次項」に、「及び第十項から第十二項までにおいて同じ。）まで」を「、第八項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）まで」に、「第十項から第十二項までにおいて同じ。）」を「第十三項から第十五項までにおいて同じ。）まで」に、「同条第十七項」を「同条第二十項」に改め、同条第四項中「前項の居住者」を「従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた個人」に改め、同項第一号中「対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等」を「対象住宅借入金等又は租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等若しくは同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等（次号、次項第二号及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。）が」に、「係る増改築等住宅借入金等」を「係る同法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等」に、「対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の」を

「対象住宅借入金等又は同条第一項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の」に改め、同条第五項第二号中「特定増改築等をした租税特別措置法」を「租税特別措置法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等（以下この号及び次条第五項において「特定増改築等」という。）をした同法」に改める。

第十三条の二第一項及び第三項中「居住者」を「個人」に改め、同条第五項中「居住者」を「個人」に、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「第十項及び第十二項」を「第八項、第十三項及び第十五項」に改め、同項第三号中「第四十一条の三の二第十四項」を「第四十一条の三の二第十七項」に、「全てが」を「全てについて」に、「である他の増改築等」を「である同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 租税特別措置法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した

金額

第十三条の二第六項中「居住者が同項に規定する」を「個人が」に改め、同条第七項中「居住者」を「個人」に改める。

第十三条の三中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十三年三月三十日」に改め、「又は第二十九条の三第一項本文」を削る。

第十七条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に改め、「（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第四項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十三年三月三十日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法第二条第九号の一に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第二項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「第四十二条の六第十一項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の

十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第四項に」を「第四項第三号に」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）
その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ロ 機械及び装置（イに掲げるものを除く。） その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作したものについては、百分の三十四）に相当する金額

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ニ 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設したものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産 その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ 前号イに掲げる減価償却資産 百分の十五

口 前号口に掲げる減価償却資産 百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）

ハ 前号ハに掲げる減価償却資産 百分の八

二 前号ニに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

ホ 前号ホに掲げる減価償却資産 百分の八

三 繰越税額控除限度超過額 前項の法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連續して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連

結税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの)を含む。以下この号において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

第十七条の二第七項中「同項」を「同項」に改め、同条第九項中「確定申告書に第三項に規定する」を「確定申告書に」に、「第四項」を「第四項第三号」に、「に、第三項」を「に第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第十項中「は、第三項に規定する」を「は、」に、「第四項」を「第四項第三号」に改め、同条第十二項中「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「及び第三項、第四十二条の十一第一第二項及び第三項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十二に、「第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項」に改め、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を削る。

第十七条の二の二第七項及び第十七条の二の三第七項中「「第四項」」を「「第四項第三号」」に改める。

第十七条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「事業所」の下に「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を、「者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に当該指定を受けた法人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を加え、同条第二項第四号中「第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改める。

第十七条の三の二第二項第五号及び第十七条の三の三第二項第五号中「第四十二条の十二の二」を「第十四条の二の二」に改める。

第十七条の四第一項中「[第十七条の二第四項]」を「[第十七条の二第四項第三号]」に改める。

第十七条の五第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十三年三月三十日」に、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた法人が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げるものの以外の開発研究用資産 その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十 四）に相当する金額

第十七条の五第二項中「は、租税特別措置法第四十二条の四第六項第六号」を「（租税特別措置法第四十二条の四第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号」に改める。